五　国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に設けられた共済組合に関すること（沖縄地区税関の職員に関するものに限る。）。
六　沖縄地区税関の職員に貸与する宿舎に関すること。

（会計課の所掌事務）
第三百五十二条　会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　沖縄地区税関の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
二　沖縄地区税関所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
三　還付金及び諸払戻金の支払に関すること。
四　沖縄地区税関所属の建築物及び船舶の営繕に関すること。
五　庁内の管理に関すること。
六　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）第八十九条の規定による税関貨物取扱人等に対する給付金（第三百六十八条において「転職等給付金」という。）の支払に関する事務

（企画調整官）
第三百五十三条　沖縄地区税関の総務部に、企画調整官一人を置く。
２　企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。
一　総務部の所掌事務のうち特に重要なものとして、沖縄地区税関長が指定する事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。
二　開港及び税関空港に関すること。

（システム企画調整官）
第三百五十四条　沖縄地区税関の総務部に、システム企画調整官一人を置く。
２　システム企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。
一　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の行う電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第二条第二号イに掲げる業務の電子情報処理組織による処理に関すること。
二　沖縄地区税関の所掌事務に係る電子情報処理組織による処理に関する事務のうち沖縄地区税関長の指定するもの。

（税関広報広聴官）
第三百五十五条　沖縄地区税関の総務部に、税関広報広聴官一人を置く。
２　税関広報広聴官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。
一　広報（税関行政に関する広聴を除く。）に関すること。
二　税関行政に関する広聴の総括に関すること。
五　沖縄地区税関の所掌に係る税外諸収入の徴収に関すること（支出済となった歳出の返納金の徴収に関することを除く。）。
六　関税等に係る担保に関すること。
七　輸出差止申立て及び輸入差止申立てに係る認定手続に関する供託に関すること。
八　輸入貨物に関する許可、承認、証明その他の処分に関すること。
九　輸入貨物に関する申告書及び申請書並びにこれらの附属書類の整理及び保存に関すること（統括調査官の所掌に属するものを除く。）。
２　前項に規定する事務のうち内国消費税及び国際観光旅客税に関するものについては、沖縄地区税関長は、国税庁長官の指揮を受けるものとする。

（調査管理課の所掌事務）
第三百五十二条　調査管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　調査統計課、統括調査官、統括審理官及び特別審理官（次号において「調査統計課等」という。）の事務の運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
二　支署、出張所及び監視署の分掌する調査統計課等の事務の運営の統一に関する指導及び調整に関すること。

（調査統計課の所掌事務）
第三百五十三条　調査統計課は、第三百二十六条各号に掲げる事務をつかさどる。

（密輸対策企画室の所掌事務）
第三百五十四条　密輸対策企画室は、第二百八十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

（統括監視官の職務）
第三百五十五条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
二　とん税及び特別とん税の確定に関すること。
三　旅客及び乗組員の携帯品その他これに類するものに係る関税、内国消費税及び貨物割並びに国際観光旅客税の賦課及び徴収に関すること（統括審査官、特別審査官及び統括調査官の所掌に属するものを除く。）。